

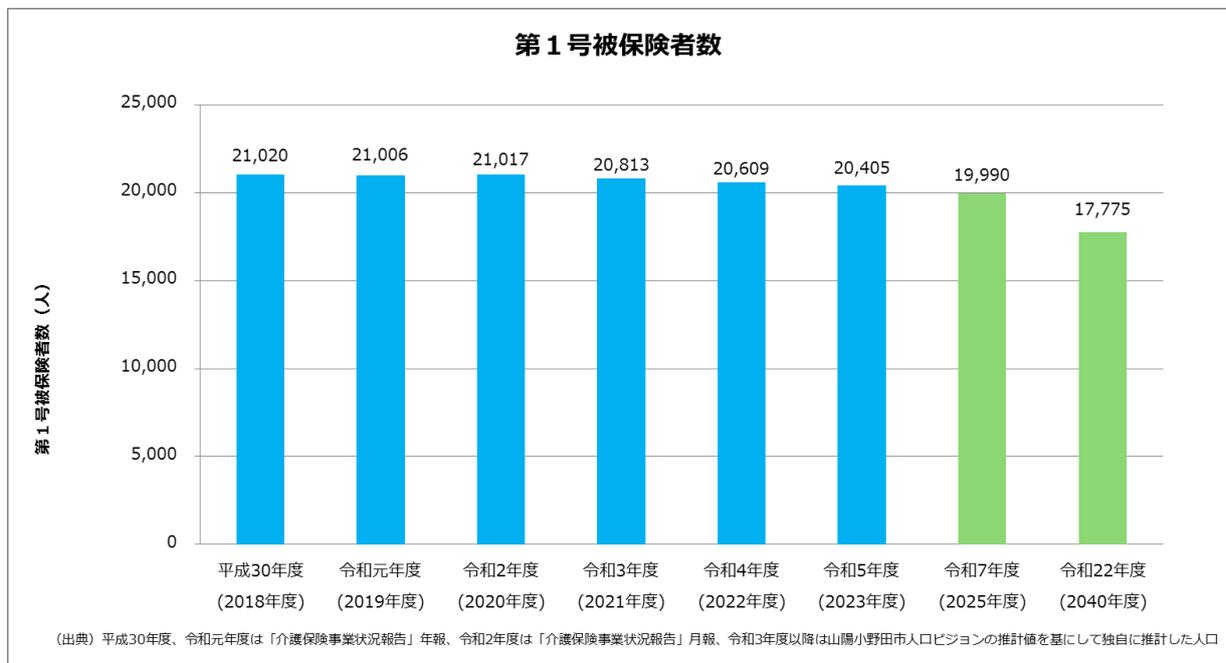
第4章 介護保険事業計画における事業と見込み

第1節 第1号被保険者数及び要介護認定者数の見込み

1 第1号被保険者数の見込み

第1号被保険者は、65歳以上の市民や住所地特例対象の人が対象となります。本市の第1号被保険者は、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）ではおおむね横ばいで推移しており、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）は徐々に減少していく見込みです。

なお、令和7年度（2025年度）以降については、今後、介護保険を持続可能な制度としていくための施策等の参考とするため、数量等を見込んでいます。（以下この章において同じ。）

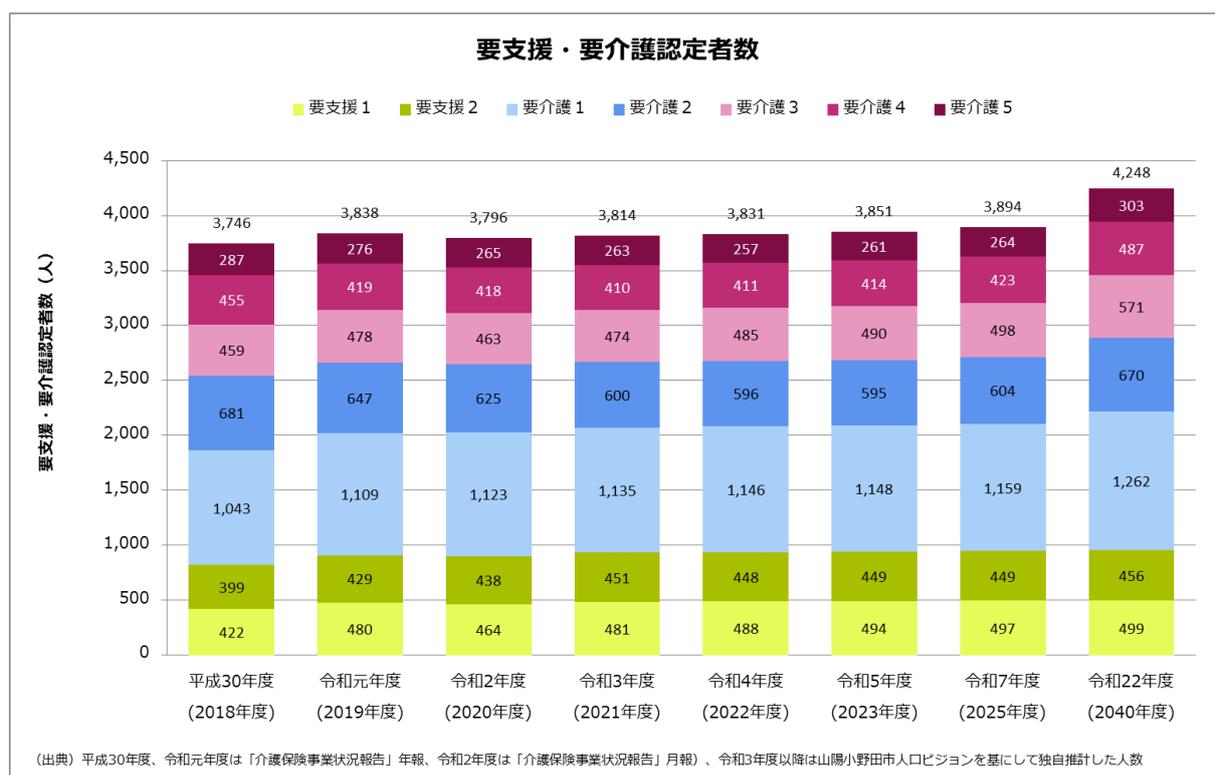


(単位:人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者数	21,020	21,006	21,017	20,813	20,609	20,405	19,990	17,775

2 要介護認定者数の見込み（第2号被保険者も含む）

要介護認定者数は、高齢化の進行により徐々に増加していく見込みです。また、今後要介護認定率が増加していくと、令和22年度（2040年度）では、要介護認定者数が4,000人を超える見込みとなります。そのため、予防・重度化防止対策を推進し、要介護認定者の増加幅を縮小することが重要です。

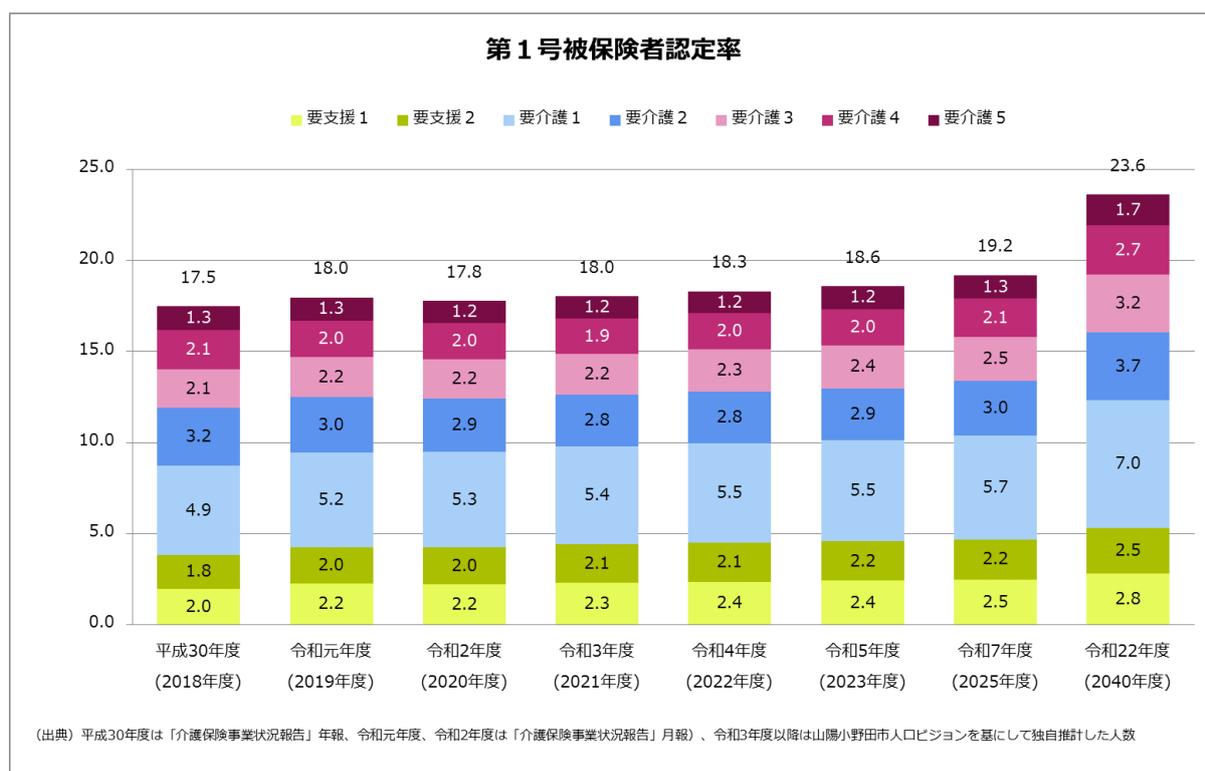


(単位：人)

		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総数		3,746	3,838	3,796	3,814	3,831	3,851	3,894	4,248
	要支援1	422	480	464	481	488	494	497	499
	要支援2	399	429	438	451	448	449	449	456
	要介護1	1,043	1,109	1,123	1,135	1,146	1,148	1,159	1,262
	要介護2	681	647	625	600	596	595	604	670
	要介護3	459	478	463	474	485	490	498	571
	要介護4	455	419	418	410	411	414	423	487
	要介護5	287	276	265	263	257	261	264	303
うち第1号被保険者数		3,677	3,776	3,737	3,755	3,774	3,794	3,838	4,197
	要支援1	416	472	461	478	485	491	494	496
	要支援2	387	420	430	443	441	442	442	450
	要介護1	1,030	1,093	1,107	1,118	1,129	1,131	1,143	1,247
	要介護2	668	637	613	589	585	584	593	660
	要介護3	446	468	454	465	477	482	490	564
	要介護4	450	416	413	405	406	409	418	482
	要介護5	280	270	259	257	251	255	258	298

3 第1号被保険者の要介護認定率

第1号被保険者の要介護認定率は、高齢化の進行により徐々に増加していく見込みです。また、今後要介護認定率が増加していくと、令和22年度（2040年度）では、要介護認定率が20%を超える見込みとなります。そのため、予防・重度化防止対策を推進し、要介護認定率の増加幅を縮小することが重要です。



	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者認定率	17.5%	18.0%	17.8%	18.0%	18.3%	18.6%	19.2%	23.6%
要支援1	2.0%	2.2%	2.2%	2.3%	2.4%	2.4%	2.5%	2.8%
要支援2	1.8%	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%	2.2%	2.2%	2.5%
要介護1	4.9%	5.2%	5.3%	5.4%	5.5%	5.5%	5.7%	7.0%
要介護2	3.2%	3.0%	2.9%	2.8%	2.8%	2.9%	3.0%	3.7%
要介護3	2.1%	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	3.2%
要介護4	2.1%	2.0%	2.0%	1.9%	2.0%	2.0%	2.1%	2.7%
要介護5	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.7%

第2節 介護サービス利用状況と見込み

1 居宅サービス利用状況と見込み

(1) 訪問介護〔ホームヘルプサービス〕

訪問介護は、介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、身体介護（入浴・排せつ・食事等）や生活援助（調理・洗濯・掃除等）を行うサービスです。

日常生活動作の改善や意欲の向上のために、利用者本人とともにいき、自立支援を促すこと、介護者の負担軽減を図ることを目的としています。

【現状と課題】

身体介護・生活援助を行う訪問介護は、介護ニーズの複雑化・多様化が進んでいます。利用者本人の状態像や家族環境、生活環境に応じて適切なサービスが提供されることができるよう、訪問介護事業者やケアマネジャーと保険者が連携してサービスの質の確保に努めることが必要です。

【訪問介護の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用回数/月	6,205	5,799	93.4	6,257	5,373	85.9	6,291	5,450	86.6
	回	回	%	回	回	%	回	回	%
利用人数/月	382	348	91.1	385	354	91.9	390	361	92.6
	人	人	%	人	人	%	人	人	%

※令和2年度（2020年度）は、見える化システムに基づいた推計値。以下この節は同じ。

【今後の方針】

訪問介護は、利用者の在宅生活を支える基盤となるサービスです。「在宅介護実態調査」では、排泄や入浴等への不安を感じている人の割合が大きくなっているため、訪問介護が、在宅生活の継続に一定の効果があると見込まれることから、「自立支援」に重点を置いた訪問介護の質の向上が図られるように支援していきます。

また、過剰な介護はかえって本人の自立を妨げることも考えられます。国の示す基準を超えた利用回数の多い訪問介護については見直しを図っていきます。

【訪問介護の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
利用回数/月	5,845回	5,996回	6,096回	6,275回	6,822回
利用人数/月	395人	403人	409人	420人	447人

(2) 訪問入浴介護（介護予防を含む）

訪問入浴介護は、外出困難な寝たきりの高齢者等のいる居宅に、簡易浴槽など入浴設備を備えた移動入浴車で、看護師等が訪問し、入浴介助を行うサービスです。寝たきり高齢者等の清潔の保持と健康維持を図ることを目的としています。

【現状と課題】

現在、市内にはサービスを提供する事業所がないため、希望者には、近隣市の事業所と連携してサービスが提供されています。

また、外出可能な人については、機能訓練や閉じこもり防止、介護負担の軽減を図るため、通所介護等での入浴サービスを勧めています。

【訪問入浴介護（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
(介護)									
利用回数/月	77回	89回	115.8%	78回	85回	109.0%	78回	58回	74.4%
利用人数/月	16人	16人	100.0%	17人	17人	100.0%	17人	13人	76.5%
(予防)									
利用人数/月	0人	0人	—%	0人	0人	—%	0人	0人	—%

【今後の方針】

寝たきり高齢者等へ入浴サービスを提供することで、清潔の保持や全身状態の把握ができます。また、気分転換や生活の質の向上を図るためにも重要です。

今後も介護ニーズに即した適切な入浴サービスを提供していきます。

【訪問入浴介護（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年 (2021年度)	令和4年 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用回数/月	87回	87回	88回	88回	97回
介護利用人数/月	17人	17人	17人	17人	18人
予防利用人数/月	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 訪問看護（介護予防を含む）

訪問看護は、通院が困難な人に対して、主治医の指示に基づいて、医療機関や訪問看護ステーションの看護師が居宅を訪問し、点滴、経管栄養、清拭、褥瘡の処置等の看護サービスを提供します。

【現状と課題】

高齢化が進むにつれ在宅での医療処置が必要な高齢者が増加しており、訪問看護の役割が重要になっています。

また、入院期間の短縮により医療依存度が高い人の退院も多くなり、緊急時の対応も必要です。

【訪問看護（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
(介護)									
利用回数/月	839 回	757 回	90.2 %	884 回	754 回	85.3 %	897 回	940 回	104.8 %
利用人数/月	106 人	93 人	87.7 %	110 人	104 人	94.5 %	110 人	128 人	116.4 %
(予防)									
利用回数/月	84 回	47.5 回	56.5 %	84 回	51.5 回	61.3 %	85 回	69.3 回	81.5 %
利用人数/月	12 人	7 人	58.3 %	12 人	10 人	83.4 %	12 人	12 人	100.0 %

【今後の方針】

在宅医療が高度化し、医療依存度の高い高齢者が在宅で治療を継続される事例が多くなってきています。複雑・多様化するニーズに対応していく必要があり、訪問看護の役割は重要になってきています。

また、介護が必要になっても住み慣れた自宅で療養したい人への対応として、

看取り体制を強化するなど、医療機関と連携を図りながら、利用者のニーズに適切に対応できるような体制の充実を図ります。

【訪問看護（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用回数/月	988回	1,036回	1,061回	1,196回	1,366回
介護利用人数/月	135人	140人	143人	157人	177人
予防利用回数/月	72回	79回	81回	82回	92回
予防利用人数/月	13人	15人	15人	15人	16人

(4) 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）

訪問リハビリテーションは、通院が困難な人等に対して、主治医の指示に基づいて、理学療法士又は作業療法士等が高齢者のいる居宅を訪問し、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を図るための機能訓練（リハビリテーション）を提供します。

【現状と課題】

以前は通院困難な人に、関節の拘縮予防や筋力アップ、歩行訓練などを行うことが主流でしたが、近年は日常生活の自立を図るための支援や住環境を整えるための助言なども行っています。麻痺や後遺症等があってもその人らしい生活を送ることができるように支援していくことが大切であり、訪問リハビリテーションの役割は重要になってきています。

【訪問リハビリテーション（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
(介護)									
利用回数/月	738 回	601 回	81.4 %	744 回	444 回	59.6 %	764 回	464 回	60.7 %
利用人数/月	56 人	47 人	85.7 %	56 人	40 人	71.4 %	56 人	39 人	69.6 %
(予防)									
利用回数/月	47 回	49 回	104.3 %	47 回	54 回	114.9 %	48 回	65 回	135.4 %
利用人数/月	7 人	6 人	85.7 %	7 人	6 人	85.7 %	7 人	7 人	100.0 %

【今後の方針】

外出困難な人へ身体機能を維持するためのリハビリテーションだけでなく、利用者の自宅を訪問し、実際の生活の場面での指導を行い、日常生活の自立を促すためのリハビリテーションも重要となっています。

また、退院直後などの短期・集中的なリハビリテーションや、住宅改修など住環境の調整が必要な人への専門的なアドバイス等、リハビリテーションスタッフの役割は多様化してきています。

【訪問リハビリテーション（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用回数/月	497回	525回	539回	585回	628回
介護利用人数/月	43人	45人	46人	50人	53人
介護利用回数/月	84回	85回	86回	86回	86回
予防利用人数/月	8人	9人	9人	9人	9人

(5) 居宅療養管理指導（介護予防を含む）

居宅療養管理指導は、通院が困難な高齢者等に対して、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問し、療養上の管理や指導を行います。

【現状と課題】

「在宅介護実態調査」では、主な介護者が不安を感じる介護について「服薬」と13.2%の人が答えています。高齢者の多くは何らかの疾患があり、常に不安を抱えている人も少なくありません。定期的な健康管理が受けられるので、重度化を未然に防ぐことができ、本人だけでなく介護者の不安の軽減も図られています。

【居宅療養管理指導（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
(介護)									
利用人数/月	347人	345人	99.4%	354人	362人	102.3%	357人	385人	107.8%
(予防)									
利用人数/月	21人	37人	176.2%	23人	32人	139.1%	25人	26人	104.0%

【今後の方針】

医療依存度の高い在宅の高齢者が増加しており、複雑化、多様化するニーズに対応できるよう、医療関係者等と連携を図っていきます。

【居宅療養管理指導（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用人数/月	397人	412人	428人	465人	545人
予防利用人数/月	27人	27人	28人	29人	30人

(6) 通所介護〔デイサービス〕

通所介護は、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。身体を動かすことや、社交の場を提供することで気分のリフレッシュを図り、閉じこもりを防止し、孤独の解消や、ストレスの軽減、精神面での維持向上を図ります。

また、介護者の介護負担軽減なども目的として実施します。

【現状と課題】

高齢化に伴い、通所介護利用希望者が増加していることから通所介護事業者数も増加しています。特に運動機能向上に特化した通所介護の需要が多くなっています。

また、近年、介護サービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われていることが、全国的に問題視されています。本市でも、有料老人ホームに併設した通所介護事業所を利用するケースが多くなっています。真にその入所者に合った利用者本位の適正な通所介護事業所の選択をすることが求められています。

【通所介護の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用回数/月	8,954 回	8,992 回	100.4 %	9,138 回	9,799 回	107.2 %	9,304 回	9,990 回	107.3 %
利用人数/月	672 人	656 人	97.6 %	682 人	711 人	104.2 %	692 人	709 人	102.5 %

【今後の方針】

多様化する高齢者のニーズに対応するサービスの提供が求められます。集団的なレクリエーションだけでなく、個人の趣味にあったプログラムの提供や運動機

能の向上、認知症の予防等が図れるような取り組みが必要です。通所介護事業所のサービスの質の向上と介護職員の資質の向上のための支援をしていきます。

また、有料老人ホーム等の入居者に対し、近隣の介護サービス事業所に関する情報提供を行い、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害しないような取り組みが必要です。外部のサービスを含め、利用者が自ら選択できる環境の構築を図っていきます。

【通所介護の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
利用回数/月	10,261回	10,559回	10,793回	11,406回	12,409回
利用人数/月	744人	762人	772人	802人	853人

(7) 通所リハビリテーション（介護予防を含む）〔デイケア〕

通所リハビリテーションは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるように、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで提供します。主治医の指示に基づき、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士等の専門的なリハビリテーションを受けることができます。

身体機能の維持向上を目的としており、日常生活の自立に向けての支援を計画的に行います。

【現状と課題】

継続的なリハビリテーションだけでなく、退院直後の利用者に対し短期・集中的にリハビリテーションを行うことで、状態の改善が見られています。特に介護予防通所リハビリテーションでは、入浴や食事等がなく、リハビリテーションに重点を置いた短時間利用の希望者も多くなっています。

【通所リハビリテーション（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
(介護)									
利用回数/月	2,341回	2,107回	90.0%	2,334回	2,013回	86.2%	2,304回	1,847回	83.9%
利用人数/月	268人	234人	87.7%	271人	233人	86.0%	273人	211人	77.2%
(予防)									
利用人数/月	113人	105人	92.9%	114人	112人	98.2%	115人	94人	81.7%

【今後の方針】

本人・介護者の思いやニーズに沿った目標を設定することで、意欲的にリハビリテーションに取り組むことができ、効果を上げています。麻痺や後遺症があってもその人らしい生活を送ることができるように支援していくことが重要です。

医療機関でのリハビリテーションから通所リハビリテーションへのスムーズな移行を図り効果的なリハビリテーションが継続できるように、医療機関・サービス事業者との連携を図っていきます。

【通所リハビリテーション（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用回数/月	2,104回	2,229回	2,292回	2,371回	2,550回
介護利用人数/月	246人	259人	266人	272人	287人
予防利用人数/月	108人	110人	112人	114人	117人

(8) 短期入所生活介護（介護予防を含む）〔ショートステイ〕

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設などの福祉施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

介護者の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも利用ができ、介護者にとっての介護負担の軽減を図ることができます。

【現状と課題】

現在、市内7か所の介護老人福祉施設・介護老人保健施設等でサービスを提供しています。高齢化や核家族化が進んできていることで、ショートステイのニーズは高くなってきています。

また、利用者は増加傾向にあり、利用の予約が取りにくい現状がありましたが、短期入所の連続利用者への対応を検討するなど、利用者の経済的負担等を考慮した上での適正な利用を図ることで、介護の利用回数・人数はともに減少しています。

その結果、本来の短期入所の目的である緊急時の利用や介護者の負担軽減のための利用が促進されました。

【短期入所生活介護（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
(介護)	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用日数/月	1,970 日	1,928 日	97.9 %	2,008 日	1,835 日	91.4 %	2,026 日	1,555 日	76.8 %
利用人数/月	156 人	155 人	99.4 %	158 人	156 人	98.7 %	158 人	127 人	80.4 %
(予防)	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用日数/月	21 日	41 日	195.2 %	22 日	25 日	113.6 %	22 日	74.1 日	336.8 %
利用人数/月	3 人	5 人	166.7 %	3 人	5 人	166.7 %	3 人	5 人	133.3 %

【今後の方針】

介護が必要な状況であっても利用者が安心して利用できる体制の充実を図ります。介護者の身体的・精神的負担の軽減を図り、在宅介護の継続や介護離職防止のためにも、緊急時の対応も含め、必要な時に短期入所の利用ができるように、今後も長期の継続利用を見直すなど、利用の適正化を図っていきます。

【短期入所生活介護（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用日数/月	1,942日	1,977日	2,031日	2,122日	2,304日
介護利用人数/月	157人	159人	162人	169人	183人
予防利用日数/月	57日	57日	58日	66日	75日
予防利用人数/月	7人	7人	7人	8人	9人

(9) 短期入所療養介護（介護予防を含む）

〔介護老人保健施設等によるショートステイ〕

短期入所療養介護は、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士・作業療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。

また、介護者の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも利用ができ、一定期間、介護から解放され、介護者にとっての負担の軽減を図ることができます。

【現状と課題】

医学的管理が受けられ、リハビリテーションも充実しています。短期入所生活介護で対応可能な人の利用や長期に利用している事例もあり、医療依存度が高い人がいつでも安心して利用できるように、利用の適正化を図っていきます。

【短期入所療養介護（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
(介護)	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用日数/月	161 回	150 回	93.2 %	179 回	95 回	53.1 %	188 回	41 回	21.8 %
利用人数/月	22 人	16 人	72.7 %	24 人	11 人	45.8 %	25 人	7 人	28.0 %
(予防)	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用日数/月	6 回	0 回	0.0 %	6 回	0 回	0 %	6 回	0 回	0.0 %
利用人数/月	1 人	0 人	0.0 %	1 人	0 人	0 %	1 人	0 人	0.0 %

【今後の方針】

医療依存度の高い利用者が安心して利用でき、介護者の身体的・精神的負担も軽減ができるよう計画的に利用する必要があります。短期入所生活介護で対応可能な人の利用もあり、利用者のニーズにあった適正な利用ができるように見直しを図っていきます。

また、医療依存度の高い利用者は、医療機関へのレスパイト入院（※）も可能であり、医療機関と連携をとりながら情報提供を行っていきます。

（※）レスパイト入院

介護者が日々の介護に疲れを感じ、介護力の限界を超え、介護不能となることを予防する目的で短期間の入院が利用できます。近親者の冠婚葬祭、介護者の病気、出産、旅行など介護者の事情で一時的に在宅介護が困難になった場合なども利用できます。原則、医学的管理が必要な人が対象で、医療保険の適用になります。

【短期入所療養介護（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用日数/月	82日	82日	101日	104日	112日
介護利用人数/月	13人	13人	16人	16人	16人
予防利用日数/月	3日	3日	3日	3日	3日
予防利用人数/月	1人	1人	1人	1人	1人

(10) 福祉用具貸与（介護予防を含む）

福祉用具貸与は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及び生活環境等を踏まえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・調整などを行い、福祉用具を貸与します。福祉用具を利用することで日常生活がより円滑になり、介護者の負担軽減などを目的として実施します。

軽度者（要支援1・2及び要介護1）に係る福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくい、「車いす」「特殊寝台」等は、原則として貸与はできません。しかし利用者の心身の状況に応じて、必要書類を提出することにより例外的に貸与することができます。

【現状と課題】

年々、福祉用具の種類が多種多様になってきています。車椅子や特殊寝台を貸与することで、利用者の自立を妨げてしまう事例やスロープ・手すりなど住宅改修で設置可能な事例もあることから、利用者の心身の状況、希望及び生活環境等を踏まえ、適切なサービス提供が必要です。

【福祉用具貸与（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
(介護)									
利用人数/月	932人	875人	93.9%	960人	890人	92.7%	990人	906人	91.5%
(予防)									
利用人数/月	234人	248人	106.0%	237人	283人	119.4%	240人	310人	129.2%

【今後の方針】

本人の自立を妨げることがないように、介護度によって貸与できる福祉用具が決まっています。利用者の身体状況や生活環境に合った福祉用具が適切に選択・利用されるよう、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの資質の向上、ケアプランの適正化を図る必要があります。

軽度者に係る福祉用具の例外給付については、協議書等で速やかに必要性を判断し、安心安全な在宅生活を支援していきます。

【福祉用具貸与（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用人数/月	941人	962人	986人	1,031人	1,151人
予防利用人数/月	329人	333人	340人	352人	363人

(11) 特定福祉用具購入サービス（介護予防を含む）

特定福祉用具購入サービスは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具販売の指定を受けた事業者から、入浴や排せつに用いる、貸与になじまない福祉用具の購入費用に対して10万円を上限として、申請により9割～7割を支給するサービスです。

福祉用具を利用することで日常生活がより円滑になり、介護者の負担軽減を図ることも目的として実施します。

【現状と課題】

福祉用具の種類が多種多様になってきており、心身の状況にあった適切な特定福祉用具の購入が必要です。

【特定福祉用具購入（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
(介護)									
利用人数/月	15人	14人	93.3%	16人	14人	87.5%	17人	16人	94.1%
(予防)									
利用人数/月	7人	7人	100.0%	7人	8人	114.3%	7人	10人	142.9%

【今後の方針】

利用者の身体状況に合った福祉用具が適切に選択・利用されるよう、福祉用具相談員やケアマネジャーの資質の向上を図ります。

安全で適正な貸与価格を確保する等の観点から、福祉用具情報システム（T A I S）に事業所の登録と福祉用具の届出が制度化されており、T A I Sコードの登録商品を特定福祉用具購入対象として対応していきます。

【特定福祉用具購入（介護予防を含む）サービスの利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用人数/月	22人	23人	25人	28人	36人
予防利用人数/月	12人	13人	15人	15人	21人

(12) 住宅改修費の支給（介護予防を含む）

利用者が、住み慣れた自宅で生活を継続することができるように、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修をした場合、対象となる工事費用に対して、20万円を上限として、申請によりその費用の9割～7割を支給します。

【現状と課題】

住宅改修の改修費用が施工事業者によって差が生じる場合があります。適正な価格で工事ができるように、『介護支援専門員等は、複数の住宅改修の事業者から見積りを取るよう、利用者に対して説明することとする。』とされており、見積り合わせの勧奨をしていますが、工事を早く進めたいなどの理由で、結果的に一事業所のみで決定しているケースが多くなっています。

【住宅改修サービス（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
(介護)									
利用人数/月	18人	16人	88.9%	18人	16人	88.9%	20人	16人	80%
(予防)									
利用人数/月	10人	12人	120.0%	11人	13人	118.2%	12人	11人	91.7%

【今後の方針】

利用者の心身の状況や住環境に配慮し、適切な改修工事ができるように、ケアマネジャーや作業療法士・理学療法士など相談体制の充実に努めるとともに、福祉

住環境コーディネーターなどの住宅改修の相談に当たる人材の育成を図ります。
また、適正な価格で改修工事ができ、利用者に不利益がないように、見積り合わせの勧奨を行っていきます。

【住宅改修サービス（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用人数/月	22人	23人	24人	25人	30人
予防利用人数/月	15人	16人	17人	17人	20人

(13) 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）

介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行います。

【現状と課題】

現在、市内に特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）3施設と外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム）2施設があります。

ケアプランの作成からサービス提供まで同一施設内で行うため、適切な介護サービス提供がされているか、注視していく必要があります。

【特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
(介護)									
利用人数/月	125人	126人	100.8%	125人	126人	100.8%	126人	138人	109.5%
(予防)									
利用人数/月	32人	32人	100.0%	32人	24人	75.0%	32人	15人	46.9%

【今後の方針】

充実した生活を送ることができるように、利用者が生きがいや楽しみを持って生活されているか、機能訓練を行うことで重度化防止が図られているかなどを確認し、サービスの質の向上が図れるように支援していきます。

【特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用人数/月	143人	143人	145人	148人	154人
予防利用人数/月	19人	19人	20人	20人	22人

2 地域密着型サービス利用状況と見込み

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。介護と看護の一体的なサービス提供を受けることができます。

また、利用料金は要介護度別の包括料金になり、訪問介護・訪問看護の頻回な利用が必要な人にも安心してサービスが受けられます。

【現状と課題】

訪問介護・訪問看護について一体的にサービス提供され、時間に制約がなく、緊急時の対応も含め柔軟なサービス利用ができるので、在宅介護の限界点を引き上げ、在宅生活の継続を可能にするために有効なサービスです。

現在、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに入所されている人が多く利用されている状況です。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	5人	17人	340.0%	6人	22人	366.7%	7人	24人	342.9%

【今後の方針】

在宅介護の限界点を引き上げ、在宅生活の継続を可能にするために必要であり、介護離職防止にもつながるサービスです。自宅で生活されている方にも適切なサービス提供ができるように、先進地での取組等を参照し、定期巡回のメリットを最大限に活用できるように取り組んでいきます。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
利用人数/月	26人	27人	28人	30人	34人

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯（18～8時）に、定期的な訪問を受け排せつの介助や安否確認などのサービスを受けることができる「定期巡回」と、夜間に急に体調が悪くなった時などに訪問介護員（ホームヘルパー）から介護を受けることができる「随時対応」の2種類のサービスがあります。

【現状と課題】

「在宅介護実態調査」では、「夜間の排せつ」に不安を抱えていると、20.0%の人が回答しています。中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするためのサービスとして、有効なサービスではありますが、現在市内には、夜間対応型訪問介護事業所はなく、訪問介護事業所が夜間の対応を行っています。

【今後の方針】

利用者ニーズを勘案し、他の訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供事業所等との調整を図りながら夜間対応型訪問介護サービス提供について検討していきます。

(3) 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）

認知症高齢者に対して入浴・排せつ・食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。精神的・身体的な部分の機能回復だけでなく、自宅に閉じこもりがちになる認知症高齢者の孤独感を解消したり、介護者の負担を軽減することも目的としています。

【現状と課題】

後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症に対する専門性を一層充実させ、個々の利用者のニーズにあったサービスの提供を行う必要があります。

【認知症対応型通所介護（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
(介護)	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用回数/月	1,886 回	1,801 回	95.5 %	1,931 回	1,714 回	88.7 %	1,971 回	1,713 回	86.9 %
利用人数/月	116 人	117 人	100.7 %	117 人	108 人	92.3 %	118 人	97 人	82.2 %
(予防)	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用回数/月	25 回	12 回	48.0 %	25 回	7 回	28.0 %	25 回	19 回	76.0 %
利用人数/月	4 人	2 人	50.0 %	4 人	1 人	25.0 %	4 人	2 人	50.0 %

【今後の方針】

「在宅介護実態調査」では55.0%の人が、認知症状への対応に不安を感じていると回答しています。

在宅生活の継続のためにも、認知症に対する専門性を一層充実させ、個々の利用者のニーズにあったサービスの提供を行う必要があり、その人らしく在宅で生活していくための支援、人材育成を行っていきます。

【認知症対応型通所介護（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用回数/月	1,741回	1,776回	1,808回	1,829回	1,929回
介護利用人数/月	109人	110人	110人	112人	116人
予防利用回数/月	23回	23回	24回	24回	25回
予防利用人数/月	3人	3人	3人	3人	3人

(4) 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）

小規模多機能型居宅介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。複数の種類の介護サービスを同一事業所の介護職員等から受けることができるため、安心して利用できます。

また、利用料金は要介護度別の包括料金になり、利用可能限度額の上限を超えてサービス利用され自己負担が発生している人にも安心して利用ができます。

【現状と課題】

日常生活圏域（中学校区の6区）を勘案し、市内に3施設（竜王校区、小野田校区、厚陽校区）を整備しています。多様化している在宅介護ニーズに対応することで、在宅生活の継続につながっています。

利用者の中には併設のサービス付き高齢者向け住宅等に入居されている現状があるため、住み慣れた自宅での生活の継続を希望されている方への利用促進を図っていく必要があります。

【小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
(介護)	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	68 人	65 人	95.6 %	71 人	67 人	94.4 %	72 人	71 人	98.6 %
(予防)	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	3 人	6 人	200.0 %	3 人	5 人	166.7 %	3 人	5 人	166.7 %

【今後の方針】

多様化する利用者ニーズに対応するための多機能型施設であることから、サービス内容の充実を図ります。要介護度別の包括料金であるため、適正なサービス提供がされているか精査していくとともに、介護職員等の資質の向上に努めていきます。

【小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用人数/月	71人	72人	72人	74人	77人
予防利用人数/月	5人	5人	5人	5人	5人

(5) 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）〔グループホーム〕

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者を対象にした専門的なケアを提供するサービスです。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、家庭的な環境と、地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを提供します。

【現状と課題】

後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれています。認知症の進行により在宅での生活が困難になった人でも、家庭にいるような環境の中で、近隣の住民とも関わり合いながら、精神的に安定した生活が送られるように支援していく必要があります。

また、利用者の高齢化が進み、終の棲家になる傾向があり、医療連携と看取り体制の充実が必要です。

【認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
(介護)	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	166 人	164 人	98.8 %	167 人	165 人	98.8 %	169 人	179 人	105.9 %
(予防)	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	0 人	1 人	0.0 %	0 人	1 人	0.0 %	0 人	0 人	0.0 %

【今後の方針】

認知症を発症し、様々な周辺症状のため、家庭では対応困難な事例もあります。施設では認知症専門の研修を受けた介護職員等が介護を行うので、認知症の周辺症状の改善が期待できます。少人数で目が行き届きやすく、緊急時も迅速に対応ができます。

利用者の高齢化に伴い、施設での医療連携を図るとともに看取り等のサービス内容の更なる充実を図るとともに、人材確保や資質の向上に努めていきます。

【認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護利用人数/月	179人	180人	180人	196人	224人
予防利用人数/月	1人	1人	1人	1人	1人

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は定員29人以下の小規模な特定施設です。

【現状と課題】

現在、市内に特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）3施設と外

部サービス利用型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム）2施設がありますが、地域密着型特定施設入居者生活介護はありません。

【今後の方針】

本計画期間中における地域密着型特定施設入所者生活介護の整備予定はありません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〔地域密着型特別養護老人ホーム〕

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、広域型の大規模な施設ではなく、入所定員が29名以下の小規模な施設で、提供されるサービスの内容は、介護老人福祉施設と同じで、サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の介護が行われます。

【現状と課題】

介護老人福祉施設の入所待機期間の長期化が問題となっていました。平成30年（2018年）2月の本施設の整備に伴い待機者数は減少傾向です。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	33 人	29 人	87.8 %	33 人	33 人	100.0 %	33 人	32 人	97.0 %

【今後の方針】

施設入所者の重度化防止のため、介護職員等の資質向上を図るとともに、運営推進会議等を通して地域との交流を深め、住み慣れた地域での生活環境づくりに努めます。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
利用人数/月	34人	34人	34人	35人	35人

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた自宅や地域で安心して生活することが可能になります。

また、利用料金は要介護度別の包括料金になります。利用可能限度額の上限を超えてサービス利用され自己負担が発生している人にも安心してサービス利用ができます。

【現状と課題】

看護小規模多機能型居宅介護は、主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所との密接な連携の下、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができます。病院を退院する人、医療依存度の高い人からの利用希望が多く、在宅生活の継続につながっています。

しかし、利用者の多くは、併設のサービス付き高齢者向け住宅等に入居されている現状があるため、住み慣れた自宅での生活の継続を希望されている方への利用促進を図っていく必要があります。

【看護小規模多機能型居宅介護の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	56 人	45 人	80.4 %	57 人	48 人	84.2 %	57 人	51 人	89.4 %

【今後の方針】

小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能をもつ施設であり、医療依存度の高い利用者が住み慣れた自宅での生活が継続できるように、医療機関と連携を図りながら利用の促進を図っていきます。

また、利用料金は要介護度別の包括料金になり、必要性を精査し、適正なサービス提供が行われるように、サービスの質の向上や介護職員等の資質の向上に努めていきます。

【看護小規模多機能型居宅介護の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
利用人数/月	52人	53人	55人	58人	63人

(9) 地域密着型通所介護〔地域密着型デイサービス〕

地域密着型通所介護は、要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを受けながら生活できるよう支援することを目的としています。利用定員 18 人以下の小規模で家族的な雰囲気のあるサービスです。

食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供します。身体を動かすことや、社交の場を提供することで気分のリフレッシュを図り、閉じこもりを防止し、孤独の解消や、ストレスの軽減、精神面での維持向上を図ります。

また、介護者の負担軽減などを目的として実施します。

【現状と課題】

18人以下の小規模の通所介護は、地域の実情に応じた取組ができるよう、地域密着型通所介護として市に指定・指導・監督の権限が移譲されています。住み慣れた地域で介護サービスを利用することができることから、利用者の孤独感の解消を図ることができるとともに、心身機能の改善や介護者の身体的精神的負担の軽減を図ることができます。

介護者や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的として運営推進会議を行っています。

サービス提供においては、継続的にサービスを提供するだけでなく、心身機能の改善や重度化防止に向けての計画的な取組が今後の課題となっています。

介護サービスの自由な選択と決定を妨げるような困り込みが行われていることが、全国的に問題視されており、本市でも、有料老人ホームに併設した通所介護事業所を利用するケースが多くなっています。真にその入所者に合った利用者本位の適正なサービスを提供することが求められています

【地域密着型通所介護の利用状況】

	平成 30 年度 (2018 年度)			令和元年度 (2019 年度)			令和 2 年度 (2020 年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用回数/月	4,752 回	4,525 回	95.2 %	4,820 回	4,365 回	90.6 %	4,874 回	4,044 回	83.0 %
利用人数/月	333 人	316 人	94.9 %	337 人	300 人	89.0 %	341 人	284 人	83.3 %

【今後の方針】

多様化する高齢者のニーズに対応するサービスの提供が求められます。集団的なレクリエーションだけでなく、個人の趣味にあったプログラムの提供や運動機能の向上が図られる事業所の需要が多くなっています。リハビリテーションに特

化したプログラムや脳トシなどを積極的に取り入れたサービス提供を推奨し、重度化防止・改善を図ります。サービスの質の向上と介護職員等の資質の向上のための支援を行っていきます。

また、介護離職防止のため、介護者のライフスタイルに合わせ時間延長を実施している事業所等の情報提供を行っていきます。運営推進会議を開催することで、地域のつながりを広げ、事業所が地域づくりの拠点としての役割を担っていくことができるように支援していきます。

有料老人ホーム等の入居者に対し、近隣の介護サービス事業所に関する情報提供を行い、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害しないような取り組みが必要です。外部のサービスを含め、利用者が自ら選択できる環境の構築を図っていきます。

【地域密着型通所介護の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
利用回数/月	4,940回	4,987回	5,036回	5,269回	5,721回
利用人数/月	346人	349人	352人	364人	386人

3 施設サービス利用状況と見込み

(1) 介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい人のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事等などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の介護などが受けられます。

【現状と課題】

待機期間の長期化が課題となっていますが、緊急度や介護環境など優先順位を考慮した入所基準の見直しや、他の介護保険施設の利用、在宅介護サービスの充実などを含め、要介護度の高い待機者の解消に努める必要があります。

【介護老人福祉施設の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	306 人	279 人	91.2 %	307 人	271 人	88.2 %	308 人	268 人	87.0 %

【今後の方針】

利用者一人一人に入浴や食事の介助等、きめ細かいサービス提供の充実を図り、安心して生活できる環境整備に努めます。

また、入所基準は原則として要介護3以上となっていますが、認知症の有無や、家庭環境により配慮が必要な場合もあります。在宅の限界点を越えた人を慎重に見極め特例入所等により施設入所が必要な人が速やかに入所できる体制の充実を図ります。

【介護老人福祉施設の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
利用人数/月	290人	291人	293人	296人	304人

(2) 介護老人保健施設

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、在宅への復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせたサービス計画に基づき、医学的管理の下で、看護、リハビリテーション、入浴・排せつ・食事等といった日常生活上の介護などを併せて受けることができ、夜間でも安心できる体制が整っています。

【現状と課題】

老人保健施設は、本来在宅復帰を目指す短期入所型の施設ですが、現状では在宅生活が困難な身体状況の人や、自宅に戻ることが困難な人など長期療養を余儀なくされている場合もあります。

【介護老人保健施設の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	222人	210人	94.5%	222人	214人	96.4%	227人	219人	96.4%

【今後の方針】

今後、老人保健施設が本来の施設機能を果たしていくため、在宅への復帰を希望する方へ適切なリハビリ・介護を提供していくための支援を行っていく必要があります。利用者一人ひとりに入浴等の身体介護やきめ細かいサービス提供の充実を図り、安心して利用できる環境整備に努めるとともに在宅復帰の支援を促進するため、計画期間中に1か所の施設整備が予定されています。

また、今後更に在宅復帰機能を強化することが求められています。在宅復帰のためのアセスメント力の向上、スタッフの資質の向上に対する支援を行っていきます。

【介護老人保健施設の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
利用人数/月	194人	168人	186人	200人	228人

(3) 介護医療院

平成30年(2018年)の介護保険制度の改正において、新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されました。療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する利用者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を行うことを目的とする施設です。

【現状と課題】

「日常的な医学管理」「看取りやターミナルケア」といった、医療的ケアを必要とする人を対象としているため、要介護者のための生活施設である特別養護老人ホーム等と比較すると、介護報酬が高く設定されています。入所希望者の身体状況を的確に判断することが求められます

【介護医療院の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	13人	14人	107.7%	13人	26人	200.0%	31人	29人	93.5%

【今後の方針】

増加が見込まれる慢性期の医療依存度の高い人や日常的な医学管理が必要な重度の利用者の受入れ・看取り・ターミナルケア等へも対応できるよう充実させていきます。計画期間中に介護老人保健施設の定員の一部分が介護医療院に転換が予定されています。

【介護医療院の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
利用人数/月	56人	85人	86人	90人	94人

(4) 介護療養型医療施設

急性疾患の回復期にある人や慢性疾患を有する人のために、介護職員等が手厚く配置された医療機関（施設）です。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができます。

介護老人福祉施設や介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要性が高い人を対象にしています。

【現状と課題】

介護療養型医療施設に関しては、令和5年度（2023年度）をもって廃止になります。本市では、令和元年度に介護療養型医療施設から介護医療院に転換されており、市内に施設はありません。

【介護療養型医療施設の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	16	28	175.0	17	15	88.2	0	5	0.0
	人	人	%	人	人	%	人	人	%

※現在の利用者は、市外の施設を利用されています。

4 居宅介護支援（指定介護予防支援）

（1）居宅介護支援

要介護認定者が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・介護者の希望やニーズ等を把握し、ケアプランを作成し、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

個々の利用者等の解決すべき課題や状態に即した利用者本位の「自立支援」を目指した介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう調整を行います。

【現状と課題】

居宅介護支援は、利用者が適切な支援が受けられるよう、介護保険制度に関する知識だけでなく、保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術が求められます。

介護保険の基本理念である「自立支援」を実現していくためには、適切に課題を把握し、ケアプランを作成することが必要であり、過剰な介護サービスの提供は、自立支援に向けた取組を後退させるおそれや利用者の心身の状態が悪化したり、認知症の発症リスクが高まることが考えられます。

【居宅介護支援の利用状況】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	1,600 人	1,530 人	95.6 %	1,636 人	1,536 人	93.9 %	1,678 人	1,490 人	88.8 %

【今後の方針】

今後、サービス必要量や、医療依存度の高い人が多くなることが予想されます。医療依存度の高い利用者等を在宅で支援していくためにも医療機関を含めた他職種との連携を図っていく必要があります。ケアマネジャーの資質の向上を図るとともに、利用者の状態に応じて介護保険サービス以外のサービスを含めた総合的なケアマネジメントを行い、より質の高い介護サービスの提供を行えるよう支援していきます。

また、平成30年度（2018年度）から介護保険制度の改正に伴い居宅介護支援事業所の指定・指導権限が市に移譲されたため、ケアマネジャーに対しての訪問基準を含めた法令遵守の徹底や専門性・中立性の確保、ケアプランの適正化の指導を行っていきます。国の基準以上の訪問介護利用を位置付けたケアプランに関しては、ケアプランの検証を行い、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービスの内容の是正を促していきます。

【居宅介護支援の利用見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
利用人数/月	1,569人	1,595人	1,615人	1,642人	1,778人

(2) 指定介護予防支援

介護予防サービスの利用者のケアマネジメントを行います。

【現状と課題】

介護保険における予防給付の対象となる要支援認定者が、介護予防サービス等の適切に利用ができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行っています。

また、要支援状態になっても、悪化防止や改善に向け、介護予防・自立支援に資するケアマネジメントに基づいたケアプランの作成を行う必要があります。

【実績】

	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	548 人	321 人	58.6 %	551 人	356 人	64.6 %	551 人	372 人	67.5 %

【今後の方針】

要支援状態になっても、在宅でその人の能力に応じ自立した生活を送るため、自立支援に資する適正なケアプランを作成します。また、委託事業所に対してケアプラン作成の助言を行うなど、ケアマネジャーの資質向上を目指します。

【見込み】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
予防利用人数/月	405人	409人	412人	415人	417人

第3節 介護保険施設及び地域密着型施設の整備計画

1 施設、居住系及び多機能型施設

第8期計画期間中に介護老人保健施設の定員の一部が介護医療院に転換する予定があります。また、病状が安定し、在宅復帰を目指している人の支援を促進するため、高千帆地区にサテライト型介護老人保健施設の整備が予定されています。

本計画では、整備を行った施設を活用し、在宅継続の困難な人に対するサービス提供を行うとともに、医療依存度の高い人の在宅生活の継続を支援し、介護者の負担増加による介護離職防止に努めます。

【日常生活圏域別の第7期施設整備状況と第8期施設整備予定】

日常生活圏域	事業所種別	平成30年度(2018年)		令和元年度(2019年)		令和2年度(2020年)		令和3年度(2021年)		令和4年度(2022年)		令和5年度(2023年)		令和2年度(9月末)高齢者人口等
		事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	
竜王	介護老人福祉施設													高齢者人口 2,582人 認定者数 459人
	地域密着型介護老人福祉施設													
	介護老人保健施設	1	100	1	100	1	100	1	40	1	40	1	40	
	介護療養型医療施設	1	12	1	12									
	介護医療院					1	12	1	60	1	60	1	60	
	特定施設入居者生活介護													
	認知症対応型共同生活介護	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	
	小規模多機能型居宅介護	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	
小野田	介護老人福祉施設	1	82	1	82	1	82	1	82	1	82	1	82	高齢者人口 4,787人 認定者数 885人
	地域密着型介護老人福祉施設													
	介護老人保健施設													
	介護療養型医療施設													
	介護医療院													
	特定施設入居者生活介護	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	
	認知症対応型共同生活介護	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	
	小規模多機能型居宅介護	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	
高千帆	介護老人福祉施設	1	84	1	84	1	84	1	84	1	84	1	84	高齢者人口 6,466人 認定者数 1,063人
	地域密着型介護老人福祉施設													
	介護老人保健施設									1	20	1	20	
	介護療養型医療施設													
	介護医療院													
	特定施設入居者生活介護	2	70	2	70	2	70	2	70	2	70	2	70	
	認知症対応型共同生活介護	3	54	3	54	3	54	3	54	3	54	3	54	
	小規模多機能型居宅介護													
看護小規模多機能型居宅介護	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29		

第4章 介護保険事業計画における事業と見込み

日常生活圏域	事業所種別	平成30年度(2018年)		令和元年度(2019年)		令和2年度(2020年)		令和3年度(2021年)		令和4年度(2022年)		令和5年度(2023年)		令和2年度 高齢者人口等
		事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)	
厚狭	介護老人福祉施設	1	60	1	60	1	60	1	60	1	60	1	60	高齢者人口 4,296人 認定者数 784人
	地域密着型介護老人福祉施設	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	
	介護老人保健施設	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	
	介護療養型医療施設													
	介護医療院													
	特定施設入居者生活介護													
	認知症対応型共同生活介護	3	54	3	54	3	54	3	54	3	54	3	54	
	看護小規模多機能型居宅介護	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	
厚陽	介護老人福祉施設													高齢者人口 865人 認定者数 151人
	地域密着型介護老人福祉施設													
	介護老人保健施設													
	介護療養型医療施設													
	介護医療院													
	特定施設入居者生活介護													
	認知症対応型共同生活介護	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	
	看護小規模多機能型居宅介護	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	
植生	介護老人福祉施設	1	80	1	80	1	80	1	80	1	80	1	80	高齢者人口 2,032人 認定者数 370人
	地域密着型介護老人福祉施設													
	介護老人保健施設													
	介護療養型医療施設													
	介護医療院													
	特定施設入居者生活介護	2	90	2	90	2	90	2	90	2	90	2	90	
	認知症対応型共同生活介護	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	
	看護小規模多機能型居宅介護													
合計	介護老人福祉施設	4	306	4	306	4	306	4	306	4	306	4	306	高齢者人口 21,028人 認定者数 3,712人
	地域密着型介護老人福祉施設	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	
	介護老人保健施設	3	180	3	180	3	180	3	120	4	140	4	140	
	介護療養型医療施設	1	12	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護医療院	0	0	0	0	1	12	1	60	1	60	1	60	
	施設サービス合計	9	527	9	527	9	527	9	515	10	535	10	535	
	特定施設入居者生活介護	5	210	5	210	5	210	5	210	5	210	5	210	
	認知症対応型共同生活介護	10	171	10	171	10	171	10	171	10	171	10	171	
	居住系サービス合計	15	381	15	381	15	381	15	381	15	381	15	381	
	小規模多機能型居宅介護	3	79	3	79	3	79	3	79	3	79	3	79	
	看護小規模多機能型居宅介護	2	58	2	58	2	58	2	58	2	58	2	58	
	総合サービス小計	5	137	5	137	5	137	5	137	5	137	5	137	
	総計	29	1,045	29	1,045	29	1,045	29	1,033	30	1,053	30	1,053	

2 訪問、短期入所、通所系サービス施設

通所系サービスについては、本計画期間中の新たな整備希望があった場合については、リハビリテーションや脳トレ等、介護予防、重度化防止を重点的に行う事業所を指定していきます。

【サービス別の第7期施設整備状況と第8期施設整備予定】

サービス種別	事業所種別	平成30年度 (2018年)		令和元年度 (2019年)		令和2年度 (2020年)		令和3年度 (2021年)		令和4年度 (2022年)		令和5年度 (2023年)		令和2年度 (9月末) 高齢者人口等
		事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	
訪問系サービス	訪問介護	19	-	17	-	17	-	18	-	18	-	18	-	高齢者人口 21,028人
	訪問入浴介護	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	
	夜間対応型訪問介護	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	小計	20	-	18	-	18	-	19	-	19	-	19	-	
短期入所系サービス	短期入所生活介護	6	-	6	-	6	-	6	-	6	-	6	-	認定者数 3,712人
	短期入所療養介護 (老健)	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	
	短期入所療養介護 (病院等)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	小計	9	-	9	-	9	-	9	-	9	-	9	-	
通所系サービス	通所介護	16	548	17	583	18	600	18	600	18	600	18	600	
	地域密着型通所介護	20	266	21	276	20	261	22	286	22	286	22	286	
	認知症対応型通所介護	10	111	10	111	9	108	9	108	9	108	9	108	
	小計	46	925	48	970	47	969	49	994	49	994	49	994	
居宅介護支援	27	-	27	-	28	-	28	-	28	-	28	-		

3 老人福祉圏域内の施設整備計画

施設整備を行う際は、圏域内の他市と連携・調整の上、計画的に施設整備を行っていく必要があります。

また、介護3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）及び特定入所者生活介護については住所地要件がなく、他市の市民でも利用することが可能なため、他市での施設整備意向等を踏まえて利用者数を計画に反映させる必要があります。

本計画期間中における宇部・小野田圏域（宇部市、美祢市、山陽小野田市）での施設整備予定は下記のとおりです。

【宇部・小野田圏域内の第7期施設整備状況と第8期施設整備予定】

事業所種別	平成30年度 (2018年)		令和元年度 (2019年)		令和2年度 (2020年)		令和3年度 (2021年)		令和4年度 (2022年)		令和5年度 (2023年)	
	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)
介護老人福祉施設	12	807	12	807	12	807	12	807	12	807	12	807
介護老人保健施設	7	610	7	610	7	610	7	610	7	610	7	610
介護医療院	4	373	5	433	5	433	5	433	5	433	5	433
介護療養型医療施設	2	66	1	6	1	6	1	6	1	6	1	6
特定施設入居者生活介護	8	482	8	482	8	482	8	482	8	482	8	482
総 計	33	2,338	33	2,338	33	2,338	33	2,338	33	2,338	33	2,338

※市内の施設・定員数は除いています。

第4節 介護サービス給付費等の見込み及び第1号被保険者保険料

1 介護サービス給付費等の見込み

(1) 介護サービス給付費見込み

給付費(千円)/年

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス								
訪問介護	183,937	172,260	174,624	188,112	193,047	196,304	202,031	219,701
訪問入浴介護	12,649	12,296	8,512	12,706	12,713	12,845	12,932	14,238
訪問看護	47,252	49,213	60,600	63,993	67,266	68,758	77,405	88,368
訪問リハビリテーション	20,573	15,346	16,253	17,524	18,582	19,067	20,672	22,191
居宅療養管理指導	37,768	40,001	41,930	43,498	45,145	46,840	50,941	59,644
通所介護	753,119	818,949	834,925	855,243	880,061	899,938	951,162	1,038,859
通所リハビリテーション	210,786	195,976	177,349	201,357	213,314	219,906	227,676	245,444
短期入所生活介護	174,577	167,628	138,782	172,438	175,348	180,216	188,083	204,945
短期入所療養介護(老健)	17,752	10,774	5,073	9,871	9,908	11,934	12,197	13,331
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	111,191	109,444	107,735	111,155	113,409	115,577	119,636	133,494
特定福祉用具購入費	4,338	4,476	5,275	6,967	7,496	7,984	9,002	11,526
住宅改修費	12,651	10,473	11,459	16,569	17,240	17,990	18,751	22,344
特定施設入居者生活介護	264,668	266,299	292,878	302,074	301,693	305,854	312,373	325,582
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,305	21,090	24,284	25,886	27,014	28,725	30,566	35,619
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	230,405	220,635	218,970	222,447	225,921	230,953	232,489	246,504
小規模多機能型居宅介護	150,577	145,571	147,717	145,382	148,008	148,636	152,045	161,272
認知症対応型共同生活介護	477,208	486,446	543,788	546,890	550,225	550,862	599,543	685,928
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	84,526	107,695	105,914	113,137	113,303	113,494	116,790	116,790
看護小規模多機能型居宅介護	112,264	124,400	128,488	133,258	136,469	141,795	149,603	163,120
地域密着型通所介護	427,624	413,568	382,251	472,175	478,660	484,058	507,691	554,238
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	820,738	824,016	833,335	908,132	911,786	917,792	924,456	950,485
介護老人保健施設	633,557	656,635	689,986	614,833	532,461	589,681	632,851	723,608
介護医療院	59,616	114,472	120,386	233,795	355,117	359,347	376,115	392,960
介護療養型医療施設	119,152	58,284	20,839	4,017	4,019	4,019	0	0
(4) 居宅介護支援								
介護給付サービス合計	5,217,652	5,277,980	5,315,740	5,659,929	5,780,742	5,918,597	6,174,002	6,699,382

(2) 介護予防サービス給付費見込み

給付費(千円)/年

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,693	3,199	4,514	4,746	5,120	5,295	5,372	6,015
介護予防訪問リハビリテーション	1,611	1,741	2,045	2,694	2,741	2,743	2,756	2,762
介護予防居宅療養管理指導	3,658	2,955	2,339	2,443	2,446	2,535	2,625	2,716
介護予防通所リハビリテーション	36,241	38,692	33,852	39,324	40,066	41,010	41,506	42,475
介護予防短期入所生活介護	2,521	1,618	4,509	3,449	3,482	3,513	4,024	4,558
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	33	0	311	311	311	311	311
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	14,338	17,344	19,436	20,754	21,024	21,458	22,217	22,934
特定介護予防福祉用具購入費	1,836	2,598	2,761	3,305	3,587	4,132	4,132	5,785
介護予防住宅改修	10,185	10,016	9,302	12,624	13,290	14,285	14,285	16,942
介護予防特定施設入居者生活介護	27,554	19,629	12,352	15,436	15,955	16,580	16,580	18,340
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	1,242	720	2,033	2,493	2,495	2,559	2,591	2,655
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,437	3,464	2,499	2,514	2,787	2,787	2,515	2,515
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,771	2,560	0	3,395	3,397	3,397	3,397	3,397
(3) 介護予防支援								
介護予防サービス合計	126,118	123,491	115,398	135,127	138,565	142,630	144,496	153,697

(3) 特定入所者介護サービス費等見込み

給付費(千円)/年

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
特定入所者介護サービス費等給付額	167,789	168,005	164,744	151,890	142,472	149,335	159,551	231,534
高額介護サービス費等給付額	116,737	122,855	127,646	138,157	143,759	152,384	174,449	219,756
高額医療合算介護サービス費等給付額	9,484	21,483	21,470	24,244	24,971	25,720	27,817	32,508
審査支払手数料	6,577	4,115	6,715	7,448	7,672	7,825	7,982	9,159
特定入所者介護サービス費等給付等合計	300,587	316,458	320,575	321,740	318,874	335,265	369,799	492,957

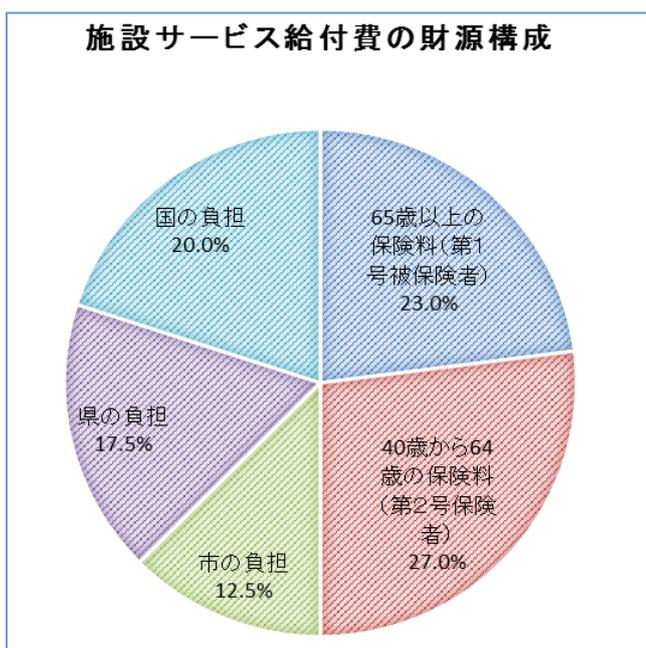
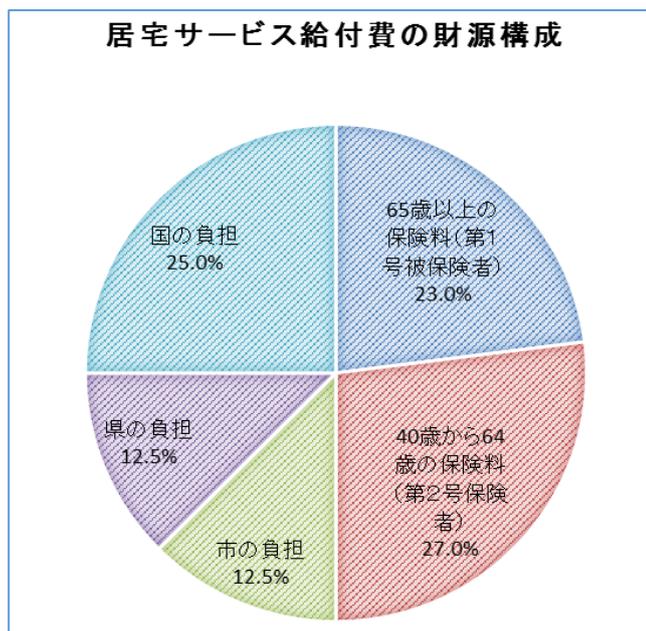
(4) 標準給付費見込み

給付費(千円)/年

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付サービス合計	5,217,652	5,277,980	5,315,740	5,659,929	5,780,742	5,918,597	6,174,002	6,699,382
介護予防サービス合計	126,118	123,491	115,398	135,127	138,565	142,630	144,496	153,697
特定入所者介護サービス費等給付等合計	300,587	316,458	320,575	321,740	318,874	335,265	369,799	492,957
総介護給付費見込額	5,644,357	5,717,929	5,751,713	6,116,796	6,238,181	6,396,492	6,688,297	7,346,036

2 介護サービス給付費等の財源

介護サービスを利用する場合、費用の1割（一定以上の所得のある人は2割、現役並みの所得のある人は3割）が自己負担となり、残りの9割（一定以上の所得のある人は8割、現役並みの所得のある人は7割）が介護保険制度から給付されます。原則として、その財源の半分は保険料（第1号被保険者23.0%、第2号被保険者27.0%）、残りは国25.0%（施設給付費20.0%）、県12.5%（施設給付費17.5%）、市12.5%の負担で構成されています。したがって、介護サービス給付費等の利用量によって、第1号被保険者の介護保険料が決まることとなります。



3 第1号被保険者の保険料

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	第8期合計	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
1 総介護給付費見込額(A)	6,116,796千円	6,238,181千円	6,396,492千円	18,751,469千円	6,688,297千円	7,346,036千円
2 地域支援事業費(B)	231,935千円	243,965千円	255,223千円	731,123千円	258,417千円	266,896千円
3 合計(C)(A+B)	6,348,731千円	6,482,146千円	6,651,715千円	19,482,592千円	6,946,714千円	7,612,932千円
4 第1号被保険者負担分相当額(D) (C×負担割合23%)	1,460,208千円	1,490,894千円	1,529,894千円	4,480,996千円	1,625,531千円	2,040,266千円
5 財政調整交付金相当額(E)	313,871千円	320,504千円	328,952千円	963,327千円	343,643千円	376,839千円
6 調整交付金見込交付割合(F)	5.7%	5.5%	5.4%	-	5.2%	7.7%
7 財政調整交付金調整分(G)(※1)	359,696千円	354,477千円	351,979千円	1,066,152千円	356,701千円	579,578千円
8 介護給付費準備基金繰入額(H)	-	-	-	450,000千円		
9 保険料収納必要額(I)(D-(G-E)-H)	-	-	-	3,928,171千円	1,612,473千円	1,837,527千円
10 保険料平均収納率(※4)(J)	-	-	-	99.00%	99.00%	99.00%
11 収納率を加味した保険料収納必要額(K)(I/J)	-	-	-	3,967,850千円	1,628,761千円	1,856,088千円
12 第1号被保険者数	20,813人	20,609人	20,405人	61,827人	19,990人	17,775人
13 所得段階別加入割合補正後の高齢者人口(L)(※3)	20,237人	20,040人	19,841人	60,118人	19,439人	17,284人
14 保険料年額(M)(K/L)				66,000円	83,780円	107,380円
15 介護保険料月額(N)(M/12)	5,500円	5,500円	5,500円		6,982円	8,949円

※1 財政調整交付金とは、市町村間の財政力格差を調整するため、後期高齢者の割合と所得段階別の高齢者人数に応じて国から支給される交付金のことです。

※2 保険料の収納率を加味して必要な保険料額を算定します。収納率は99.00%と見込んでいます。

※3 保険料を所得段階に応じた負担とするため、所得段階別の加入割合に基づき人数を調整したものです。

4 第1号被保険者の介護保険料段階

介護保険料の額は、第5段階を基準とし、所得に応じた負担になるように、本人の所得や世帯の住民税課税状況などによって、下記のとおり各段階に分かれます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
月額基準額	5,500円	5,500円	5,500円

保険料段階		該当者		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第1段階	基準額 × 0.3	世帯全員が 市民税非課税	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	1,650円	1,650円	1,650円
			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			
第2段階	基準額 × 0.45		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	2,475円	2,475円	2,475円
第3段階	基準額 × 0.7	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	3,850円	3,850円	3,850円	
第4段階	基準額 × 0.9	世帯内に市民 税課税者がい る場合	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	4,950円	4,950円	4,950円
第5段階	基準額		本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	5,500円	5,500円	5,500円
第6段階	基準額 × 1.1	本人が市民 税課税	合計所得金額が125万円未満	6,050円	6,050円	6,050円
第7段階	基準額 × 1.25		合計所得金額が125万円以上190万円未満	6,875円	6,875円	6,875円
第8段階	基準額 × 1.5		合計所得金額が190万円以上450万円未満	8,250円	8,250円	8,250円
第9段階	基準額 × 1.75		合計所得金額が450万円以上700万円未満	9,625円	9,625円	9,625円
第10段階	基準額 × 2.0		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	11,000円	11,000円	11,000円
第11段階	基準額 × 2.25		合計所得金額が1,000万円以上	12,375円	12,375円	12,375円

